

## 平成 25 年 04 月 11 日 消費者特別委員会での会議録

○上西委員 おはようございます。日本維新の会、上西小百合です。よろしくお願いいたします。

私は、大学を出てからまだ七年しかたっていませんし、昨年十一月の衆議院解散まで、普通の会社員をしていて、普通のお給料をいただいて、普通の暮らしをしておりました。そして、さきの総選挙で国会議員の一員に加えていただき生活が一変しましたが、その大変化の一つが、毎日毎日、非常に大勢の皆さんが、現在のなりわいの中でさまざまな悩みやトラブルを抱えていらっしゃる、その声が届くようになったことです。

先日の委員会で、森まさこ大臣から、消費者が安心して暮らせる社会を実現し、トラブルに遭っても泣き寝入りせずに済むように、各省庁の縦割りの弊害をなくし、地域において消費者の苦情や相談に対応する身近な窓口であるというコンセプトをもとに、三年半前に設立された消費者庁が設立時の理念に立ち返り、司令塔としての機能を発揮し、真に消費者目線に立った行政を推進し、主体的に自立した消費者を育成するとの意気込みをお伺いしました。まさに私は、その地域の消費者なので、その視点から質問させていただきます。

まず最初に、近年増加してきたいわゆる悪徳商法は、不況を反映してか、年々巧妙さを増すとともに、被害者、被害額が随分増ってきています。そのような中でも、特に金の価格の高騰と異常なまでの円高が同時に起こったここ数年、それに比例して急増した、いわゆる押し買いは、独居老人の家をこわもての男性が訪問し、貴金属はないかと手にしたが最後、亡き夫の形見だからと返還を求めても応じず、二束三文で買い上げていくような事例です。

トラブルの多発を受け、ことし二月、特定商取引法を改正し、押し買いにもクーリングオフ制度を適用させたり、悪徳押し買い業者の処罰規定を設けたことは、まさに時宜を得たものですが、マスコミなどで押し買い被害が大きく報じられるようになったのは随分前のことでした。被害は、実例は年々増加し、被害額も相当にはね上がり、国民生活センターへの相談数も前年比約二倍に迫る勢いでどんどん伸びていったと伺っています。

押し買いの取り締まり、処罰を規定する構想の発表から、実際に特定商取引法の改正法が施行されるまでに結構時間がかかっています。もう少し早くできなかったのかと私は思っていますし、多くの国民の皆様がそう思っているのではないかと考えてなりません。そのように立法に長い時間を要した理由を大臣からお聞かせいただけますでしょうか。

○森国務大臣 前政権下のことではございますが、立法の時間が長いか短いかということをお申し上げますと、なかなかその判断基準はないと思います。

今、上西委員が、高齢者の悪質な被害について熱く語るのを見ていて、私は本当に頼もしく感じました。

同じような被害が何十年間もずっとこの国では続いておりました。そして、法律さえもなかったんです。そして、それを取り締まる省庁さえもなかったんです。その中で、長い間、消費者団体の皆様や弁護士、そして国会議員の取り組みにより、ようやく消費者庁ができ、そして消費者庁の中で法律ができるようになってきた。そういう意味では私は進歩があったと思います。

しかし、今現在、若い上西委員がまだまだ遅いと言っているのは国民の声だと思いますので、さらに早く、ス

ピードアップをしていくことが、今後の私たち政府そして国会議員の責務なんだと思います。

経緯を申し上げますと、平成二十三年四月に閣議決定をされました規制・制度改革に係る方針において、平成二十三年度中に消費者を保護するための法的措置 について検討し結論を得るというふうにされました。そして、それを受けて消費者庁が七月に研究会を設置し、改正すべきとの結論を得て、改正案を最初の方針 どおり年度中の平成二十四年三月に出しまして、施行までの期間が六カ月、平成二十五年二月二十一日となっています。

当時、自民党は野党でありましたけれども、野党も協力し、そして与党・政府も頑張っ、それまでの法律の  
手続の中では私は早い方だというふうに思っております。

ただ、消費者被害というのは、こういうことのずっと繰り返しでございまして、追いかけてこないのでござい  
ます。法律をつくと、またその法律の網の目をくぐるようにして、新しい被害が生じます。

ですから、法律をつくるのをできるだけ早くしても、やはりこうやって審議をしたり、省庁の中で検討したり  
する絶対的な時間というのがどうしてもかかります。そうしますと、法律だけではなく、三権分立の中の立法  
というのが法律ですけれども、行政の分野で何かできることがないか、司法の分野で何かできること がないか  
ということを常に考えていくことだと思えます。

行政の分野でいいますと、そういう意味では消費者庁をつくる時に消費者安全法というのをつくりまして、  
また、今般、新しい改定もできまして、取引分野 にも新しい行政措置ができるようにしたんですが、そこで、  
すき間の法律がない分野において悪質商法が発生した場合には何らかの措置を打てるようになりました。

また、司法の分野も、弁護士そして裁判所が頑張っ、できますように、訴訟法案というのを今度提出しよう  
としています。

そのように、あらゆる場面で消費者被害に迅速に適用していける制度というのを、知恵を出し合っ、また今後  
もつくってまいりたいと思えます。

○上西委員 ありがとうございます。

世の中は、真っ当に貴金属の買い取りをされている業者さんも多いわけですし、また、その方々への周知期間  
というものがどうしても必要になってくると思えます。そして、今お答えいただいたように、さまざまな行政  
手続があったということで時間がかかってしまうということは理解できましたが、それでもやはり、一般の消  
費者目線としては、国民の皆様には申しわけない気持ちでいっぱいになります。

貴金属は、幾ら今回クーリングオフ規定が制定されたといひましても、溶かされたり、大きなダイヤだったら  
崩されて数をふやすなど、原形をとどめたまま次 の流通に乗る方が珍しいアイテムです。親の形見など、その  
物への所有者の思い入れは金額には換算できないものがあり、強引に買い取られたその物が返還され ないと意  
味がない、そういうものが多いはずで

戦国時代の大盗賊石川五右衛門が釜ゆでになる際に、浜の真砂は尽きるとも世に盗人の種は尽きまじと言っ  
たように、歴史は繰り返し、悪徳業者は次の悪徳業 法を虎視たんたん準備しているかもしれませ

に懲りてなまさを吹く、その心構えで消費者保護に御精進いただきまして、警察などとも連携して厳しく監視をしていただけたらと思っております。

案件や相談センターへの件数は法施行後かなり減ったとはお伺いしていますが、それでもゼロではありません。押し買い問題を解決するためにも、今後は改正特商法の厳正な執行が重要です。改めて、大臣の今後の意気込みをお聞かせ願えますでしょうか。

○**森国務大臣** 改正特商法を厳正に執行してまいりたいと思います。

虚偽の説明等、販売方法に問題があるなどのいわゆる悪質商法は、消費者被害に遭ってしまった方のうち約四割の方が、誰にも相談せず、被害が回復されないまま、いわゆる泣き寝入りの状態となっています。こうした状況を受けて、消費者庁としては、悪質商法の防止のため、関係省庁と連携して、今言っていたいた厳正な法執行、そのほかに、消費者に知っていただくということで、消費者に対する啓発や注意喚起、この両面で取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど言いました、消費者安全法のすき間事案に対する行政措置も導入して、本年四月一日から施行されたところがございますので、今後も、特商法、消費者安全法など、悪質商法に対応した法執行の強化に努めてまいりたいと思います。

また、啓発、注意喚起としては、これまでテレビ、新聞、ポスター等のさまざまな媒体を使って相談窓口の周知等に取り組んでまいりましたが、さらに、消費者団体や学校教員等による啓発活動の促進に資するように、消費者教育ポータルサイトを通じて、各方面の消費者教育の現場に利用していただける教材や取り組みなどの情報を提供してまいります。また、平成二十四年に消費者教育の推進法ができましたので、会議を今立ち上げたところですが、さらに消費者教育を推進してまいりたいと思います。

○**上西委員** ありがとうございます。

引き続き、取り組みの強化の方をよろしくお願いいたします。

先ほど私は、押し買いのために高齢者宅を訪問する方がこわもてだと申しましたが、紳士風の方、顔見知りの方からの被害もしばしば耳にします。資産家の御高齢者に被害が多いのですが、顔見知りの紳士、例えば有名デパートの外商の方の事例です。

私は事例というよりも被害と呼びたいのですが、年間の買い物額が大きいので、その方々は、お得意様カードなどと呼ばれるスーパーVIPにランクづけされています。そして、年に数回、上得意様限定内覧会を催し、言葉巧みに、必要でない高級品を買わせたり、旅行パックを買わせたりする事案です。

特に、超高級ブランド牛肉やマグロの切り身など、生鮮食品を必要以上に購入させる例が多いのもこの被害の特徴です。家に帰って冷静さを取り戻した後、解除を申し出ても、訪問販売ではないのでクーリングオフの対象外ですし、食料品は日もちがしません。結局、泣き寝入りをせざるを得ないそうです。

その他、量販店ならば安く買える浄水器や布団などを買わせるマルチまがい商法、異性からの電話で呼び出し

て宝石類を買わせるデパート商法、未公開株販売や振り込め詐欺、そして、やがて公党の党首になられる経済評論家が広告塔になっていながら破綻した安愚楽牧場問題に象徴されるオーナー商法など、悪質であったり問題視される商売方法は枚挙にいとまがありません。そして、被害者は、まだ世間を知らない二十代の若者や、年金生活の高齢者が圧倒的に多いのが現実です。

そのような被害が多発していると聞くのですが、ほかの悪徳商法の実態と、行政省庁としての法施策などの取り組みについて、弁護士でもいらっしゃる森大臣の御所見をお聞かせください。

○**森国務大臣** 今いろいろな悪質商法の事例が紹介されて、懐かしいなと思ってしまう私が本当に悲しい。つまり、同じ被害がずっと続いているということですね。高齢者のお年寄りに優しい紳士風の方が行くというのは、豊田商事という事件を思い出しますけれども、世間的に有名な大事件でございました。

そのような被害が今もなお行われているということですが、高齢者の保有資産がこの国では多いんですけども、その資産が悪徳業者にとられてしまい、それを海外に全部流しているんですよ。この間、スイスの方の銀行に五十億ぐらいそういった悪質業者の被害財産がありまして、それを取り戻す仕組みもないんです。

アメリカとスイスの間には、それぞれ法律があり、条約で提携しているので、アメリカで行った消費者被害がスイスの銀行にあったらば、返してくれといったら五十億ばんと返ってくるんですが、日本の場合、それは何もありませんので、外務省が交渉して、それは日本人のお金だからということで、半分の二十五億を返してもらいました。そこから消費者被害の私の先輩弁護士が、一生懸命公告したけれども、名乗り出てくる人が少ないから、全額は返せなくて国庫に入りました。

そういうふうに悪徳業者にとられるんじゃなくて、高齢者が持っている保有資産で自分の買いたいものを買う、例えば孫のひな人形を買ったりして、地域の経済が活性化したらどんなにいいか。それこそアベノミクスに資するのでございますが、そういった悪質商法の被害者、被害額のトップがやはり高齢者の被害でございまして。それから、被害人数のトップは若者、御指摘のとおりでございまして、今はインターネット等のサイトを使った被害が若者の場合は多いんですけども、そういった近年の悪質商法の特質、状況をしっかりと把握して、消費者庁では施策を打ってまいりたい。

まず一つは、相談体制の充実ですね。頑張ってとりました六十・二億を各都道府県にお配りいたしましたので、地方消費者行政活性化基金をしっかりとつくっていただいて、地域で取り組みを進めていただきたいと思います。

さらに、今委員がおっしゃった、同じような種類の被害が多発している、同種で多発する被害の実効的な回復を図るために、消費者被害の集団的な回復に係る訴訟制度を創設するための法案を今国会に提出したいと思いついて、準備を進めているところでございます。

これは、念のため申し上げますが悪質な業者に対する施策でございまして、それをやることによって、良質な業者がより市場で商売しやすくなるということで、適正な市場を確保するための法案でございまして、ぜひ委員の皆様の御理解、御協力をいただきたいと思います。

○**上西委員** ありがとうございます。今、トラブル解決のためには、立法が不可避ということをお答えいただきました。

次に、国民のほぼ全員が定期的に、男性の場合ならほぼ毎月利用する散髪屋さん、そしてパーマ屋さんの理容師法、美容師法について質問させていただきます。

一九四五年八月、太平洋戦争が終わり、日本社会は荒廃し切っていましたが、誰でも必ず一定期間を過ぎると散髪をするので、理美容業者は比較的安定した収入が得られ、多くの散髪屋さんが登場したと言われていました。営業する側の絶対数がふえればよくない業者があらわれるというのも世の常で、不当に高い施術料を取ったり、衛生観念もない、消毒をろくにしない悪徳業者が蔓延したのも事実です。

そこで、一九四七年秋に国は理容師法を定め、一九四八年元旦から施行をしています。そのような形で、現在でも、免許制度を確立し、国民の安全のため、安心のために御尽力をいただいてこられた理美容関係者には敬意を表し、そして、その免許体制を継続して、不当な無資格業者があらわれないように監視していただくのは当然のことです。

しかし、一日じゅう立ちっ放しとか、休日が習学中の子供と重なってしまうので家族団らの時間がない、毎日の売上げが安定しないなどの理由から、後継者不足が著しい業界だとも言われています。

理容師法が制定された戦後の動乱期までは、男性は理容室、女性は美容室へ行くのが常識的でしたが、世相は大多数の女性がパーマをかけられる状態ではなく、パーマメントは余り普及していなかったからか、美容師法は約十年おくれて一九五七年九月二日に施行されています。

しばしば、美容院と理容院の相違点として、かみそりが使えるのは理容院で使えないのが美容院だと識別されてきました。しかし、美容師法施行から六十五年もたった現在、ジェンダーレスの時代とも言われ、ファッションや装飾品など、男女の別が厳格化しなくなった現在、髪形やセッティング方法も男女の区別がなく、男性が美容院へ行ったり女性が理髪店へ行ったりするケースもふえています。法律もその解釈も、時代に即したアップ・ツー・デートなものにしなければならず、所轄の厚生労働省により随時通知や通達が出されていることは十分承知しています。

その歴史の中で私が注目しているのは、一九九八年四月、両者の免許が各都道府県知事発行から厚生労働大臣発行に変わるのと時を同じくして、受験資格者が避けては通れない養成施設、いわゆる専門学校への入学資格が原則として高校卒業者に引き上げられたことです。

昔から、義務教育を終えた者が既存店ででっちなような形で就職し、タオル洗いや掃除などの手伝いをしながら資格を得る、こういったケースが多く、この未成年就業者の家庭は余り裕福なところばかりではありません。そうした母集団は時代が変わっても大差はなく、アルバイトをしながら専門学校へ通う方、もっと正確に言えば、アルバイトをしないと専門学校へ通えない生徒さんが非常に多いのが事実です。

しかし、平成二十二年九月十五日付健康局長の衛生管理要領の通知第三条二項四号により、補助業務従事者の業務範囲は、清掃、タオル絞り、道具整理等は認められるが、理容または美容の本質的作業に独立して従事することはできないものとされています。衛生面から国民の健康被害防止を意図し、そのための免許制度であることは十分理解しています。

また、理美容業に従事されている方の中には、聾啞の方また足が不自由な方など身体障害をお持ちの方も少なくなく、そのためにも、正当に真っ当に営業されている皆さんの営業を妨害してはならない、そういったことを十分理解した上で、あえて厚生労働省に質問いたします。

そもそも、法によれば、理容とは、頭髪の刈り込み、顔そり等の方法により容姿を整えること、美容とは、パーマネントウェーブ、結い髪、化粧等の方法で容姿を美しくすることです。

そこで、専門学校などの養成機関で一定水準の衛生理論や技術を学んだ方、そういった専門学生の方が、実習以外で、例えばパートやアルバイトとして洗髪をすることの可否について、厚生労働省の見解を求めます。

○矢島政府参考人 お答えを申し上げます。

理容、美容のシャンプーにつきましては、先生御指摘のように、理容師法の第六条において、「理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。」、また、美容師法の第六条におきましても、「美容師でなければ、美容を業としてはならない。」というふうに定められております。

御指摘のシャンプーについてですが、これは、理容ですとか美容、そういうふうなものの一環として頭皮ですとか毛髪を洗浄して清潔にするものということ で、頭皮や毛髪の状態に応じたシャンプー剤、これは化学物質ですけれども、シャンプー剤の選定ですとか、頭皮のマッサージなども含めて、その後の他の技術 がスムーズに行われるような基礎をつくるという大変重要な、総合的な技術でありまして、じかに人体に接するというものでございますので、必要な衛生措置を 適切に講じるための知識を修得した理容師や美容師の業務として確立しているということございまして、やはり消費者の安心、安全、要するに良質なサービス という観点からも、我々は、こういうふうな業務というものは、確立した業務がすごく大事だというふうに考えております。

それから、今委員御指摘の学生さんですが、理容師、美容師の養成施設の学生さんについては、理容所、美容所の現場で技術を実地に学ぶ、逆にそういうこと を学ぶということがカリキュラムに入っております、すごく我々は重要だと思っております。その実習の一環として、まさに、理容所、美容所において、理容 師、美容師の適切な指導監督のもとで、シャンプー業務の実施を行うことになっておりますので、むしろ、資格を取っていただいた後にまさにやるべき業務ではないだろうかというふうに私どもは考えておりますので、そのところの、やはり消費者の方々の安心、安全ということも含めて、今そういうふうな形で我々はやら せていただきたいというふうに考えております。

○上西委員 ありがとうございます。

薬事法にかかわる薬剤を使用する毛染めやパーマネントウェーブは厳しいとしても、私は、それ以前のシャンプーや、髪を切り、髪の色を整える間になされる 洗髪は、家庭では個人が行い、そして、それができない幼児や疾病者、高齢者に対しては保護者や介護者が理容師や美容師の資格がなくても日常頻繁に行っている行為でありますし、容姿を整える前段階の措置ですから、補助者が行うのに何の問題があるのか、少し理解ができません。

また、既に述べたとおり、専門学校生は裕福な家庭の子ばかりではありませんから、アルバイトをしたい。雇用側も、例示されたような単純作業だけでは雇い にくい、十分な賃金が払いづらい、しかし人手は欲しい。労

働と雇用をめぐるエンプロイヤーとエンプロイの需給バランスはあるのに、極めて根拠の薄い法解釈からそれが実現されていないのが実情です。

厚労省は雇用の創出や失業率低下を目指して頑張っている役所だと思いますので、何とぞ、大いに検討をお願いしたいところです。

厚労省の方と話をしている中で、そのことは、むしろ免許業者の職を圧迫するだけで、逆に雇用の喪失だと事務方から伺いました。確かに、客席が一つで、一つの免許業者が行っている形態のお店ならば、補助員は必要ありません。しかし、時代の流れで、例えば、テレビ番組でカリスマ美容師などの称号が与えられたりすると予約が満杯になるような客席が幾つもある、そういったシチュエーションを事務方は全く想定していないと思います。

そのような理美容師が何人かいるお店では、何人か補助員を雇いたい。しかし、道具を並べたりタオルを洗うだけの人には安いペイしか払えない。働きたい専門学校生も、それだけ安い時給ならほかの業種でアルバイトをしようというのが現実です。それが、シャンプーを手伝わせることができるだけで経営者は時給アップができると言われています。

また、理美容以外のアルバイトについての専門学校生がそのまま理美容業界へ就職しない例、これが非常に多いのが事実、これも理解いただきたいと思います。ですので、シャンプーをする程度の行為を養成所や専門学校生に認めるだけで後継者育成にもつながる、これは私だけでなく多くの理美容業者が言われていることです。

雇用主側、専門学校生側、双方から、るる述べた傾向があるかどうか、調査したためしはないと思いますが、厚労省で一度サンプル調査をしていただけないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○矢島政府参考人 シャンプーにつきましては、その理容所、美容所の技術評価につながるくらいすごく重要な技術であるというふうに考えておりました、関係の業界の方々もそういうふうな基本的な認識を持っておられるというふうに聞いております。理容や美容の現場においても、理容師や美容師の業務として既に確立しているものでございまして、理容師や美容師が行っている業務を理容師や美容師の養成施設の学生が行うとすれば、理容師や美容師の業務を減らすことにつながるだけであり、全体としては、雇用の拡大につながらないのではないだろうかというようなことの御指摘もございまして。

むしろ、理容師や美容師の技術を大切にしていくということが、学生が目指す理容業ですとか美容業全体の継続的な発展の観点からも重要であると考えていますし、それとともに、消費者に安心、安全で良質なサービスを提供していくということもありますので、そういう点も御理解をいただければありがたいと思います。

そうはいつでも、本件につきましては極めて慎重な判断が必要な問題と考えておりますので、まず、実際に現場で理容業ですとか美容業をやっている方々、それからあと養成施設、そういうふうな方々のお話をまず聞かせていただきたいというふうに私は思っております。

○上西委員 ありがとうございます。

それでは、絶対にさせていただくようお願いいたします。理美容業界を守るためということでしたが、本当に

後継者育成にもこれはつながることだと思っておりますので、よろしくお願いたします。

年配の男性にお話を伺うと、理髪店でシャンプーをしてもらい出したのは、給湯器や瞬間湯沸かし器が普及した一九七〇年代後半のことで、少なくとも、理容 師法が施行された戦後の動乱期には想定もされていなかった施術ではないかと思えます。そして、洗髪は専門学校生の実習としては必修科目で、免許保持者の監督のもととの条件がありながらも、学生は鍛錬を積んでいる行為です。

法制定の当時には、今のような県境を越えて他府県にわたって事業展開をする理美容のチェーン店の発想もなく、ある種カルテルのような同一地域同一価格の典型例で、散髪代のデフレ化なども想定されていなかったことと思えます。

お客様の衛生面でそうまで悪影響が生じるとは思えない洗髪行為を補助行為に加え、本質業務ではないとお認めいただくと、私としては、本当に大きな雇用創 出になると考えていますし、また、理美容関係者には後継者育成にもなり、経営者、専門学校生、利用者全ての方に歓迎される状況になると考えますが、それでも検討の余地はないのでしょうか。もう一度、厚労省の御所見をお願いいたします。

○矢島政府参考人 委員御指摘のように、理容、美容につきましては、いろいろな意味ですごく重要な課題があるというふうには我々は認識しておりますので、シャンプーのことで御指摘を今いただいて、これを学生にさせることについて、むしろ、学生はそれを勉強しなければいけないという立場で、やるということよりも、それを実習で技術として修得する。むしろ、その資格を取った後で、それを実際にその中で役割分担としてどういうふうにするかというのはあると思うのですが、そういうふうなこともございますので、本件につきましては極めて慎重な判断が必要だというふうに考えておりますので、私は、まずは、理容業、美容業をやっている現場の方々、それから養成施設の方々、そういう方々から少しお話を聞かせていただきたいというふうに思っております。

○上西委員 それでは、よろしくお願いたします。

せめて、消費者サイドから、森大臣には、理美容業界にも関心を持っていただき、消費者施策を遂行していただきたいと要望させていただきます。

それでは、次の質問に移ります。

先日、BSE対策として十年来我が国で行ってきた食肉用の全頭検査の地方への補助金打ち切り、そして、制度を廃止する内閣府の食品安全委員会の方針が提示されました。

世界じゅうでBSE感染牛の症例が出なくなって久しいですし、世界じゅうから全頭検査が非科学的だと嘲笑されていたとも伺いますが、全頭検査や、牛の出生から精肉処理されるまでの全行程が判明するトレーサビリティ制度など、国や自治体の努力を見て、そして、さまざまな啓発活動を目の当たりにして、消費者である国民は安心して牛肉を食べることができたところが大きいはずです。

今月から検査対象の牛を二十一カ月から三十カ月に引き上げたばかりで、畳みかけるように、その検査自体を廃止するともなれば、国民の不安ははかり知れないように思えてなりません。



時あたかも、既に歴史上の話のように思われていた鳥インフルエンザ、H7N9が中国で猛威を振るい出したところです。二度とこのような惨禍があってはなりません、BSEや口蹄疫被害がいつ何どき起こるかもしれない、そのもしものときに備えて、憂いなく状態、すなわち、今まで続けた検査を残すべきだと多くの国民が思っているのではないかと思うのですが、厚生労働省の御所見をお聞かせください。

○**新村政府参考人** BSEについてお尋ねをいただきました。

四月八日の食品安全委員会におきまして、国産牛肉のBSE検査対象月齢を四十八カ月齢を超えるものとしても、健康影響は無視できるというリスク評価案が示されております。現在、食品安全委員会においてパブリックコメントが実施されているところでございます。

また、来月には、OIEという国際機関におきまして、我が国はBSEについて無視できるリスクの国に認められる見通しと承知しております。

このように、国産牛肉の安全性が国内外で確認される状況を踏まえ、これまで実施されてきました全頭検査につきましては、見直すべき時期に来ているのではないかと認識しております。

しかしながら、見直しに当たりましては、消費者の方々、あるいは生産者の方々、また、実務を担う地方公共団体の理解を得て進めていくことが必要と考えておりますので、今後、国民への説明会の開催、あるいはパブリックコメントの実施など、関係省庁とも連携して、丁寧に説明を行い、進めていきたいと考えております。

○**上西委員** ありがとうございます。

このたび、検査対象が三十カ月に引き上げられた、それが緩和されただけで、大手牛丼チェーン店の吉野家では、来週から牛丼を二六%以上値下げすると発表しました。同業他社も追従するものと思われませんが、先ほどの答弁からすると、逆に今までの検査や規制が厳し過ぎたということなのではないでしょうか。もう一度、厚労省の御答弁をお願いします。

○**新村政府参考人** 国内産牛肉のBSE検査の対象月齢につきましては、食品安全委員会の科学的な評価をいただいて、それに基づきまして実施をしております。もともと、月齢を問わず全頭検査をしておりましたけれども、平成十七年には、二十一カ月以上にしても健康影響上問題ないという食品安全委員会からの答申をいただいておりまして、同年、二十一カ月齢以上にするというふうにしております。

今回も、食品安全委員会からの評価をいただいて、一旦、三十カ月以上としましたけれども、さらに四十八カ月以上という答申を正式にいただければ、それに応じて対応していきたいと考えております。いずれにしましても、食品安全委員会における科学的な評価に基づいて進めてきているということでございます。

○**上西委員** ありがとうございます。

国民の思いはやはり非常に繊細で動きやすいものですので、政治や行政の過ちから、取り返しのつかない、そういう事態に陥ることも珍しくありません。

そのような思いをめぐらせるときに、森大臣の地元福島では、一昨年の三月、東京電力福島第一原発事故に起因するような、さまざまな風評被害が生じています。

放射能被害に対する大臣の思いのたけをお聞かせください。特に、風評被害対策の今までの取り組み、そして今後の取り組みに対して重点を置いて、お願いいたします。

○**森国務大臣** 風評被害というのはいろいろ原因があるんですけども、福島原発事故に起因する風評被害というのは、原子力発電所の事故による放射能の汚染が原因ですから、何か病気がはやったとか、毒が盛られたとかいうことではなくて、やはり国の責任が非常に重大である と思っております。

そのことによって、今まで安心、安全な農作物を初めとした食品をつくるために尽力されてきた方々が、一夜にして買ってもらえなくなる、取引してもらえなくなる。また、食品だけではなくて、観光や輸出等にさまざまな影響が起きており、それがまた、事故直後よりも、三年目を迎えたことしが非常に深刻になって きている。それと逆方向で賠償の金額は少なくなっているということで、看過できない損害があると感じております。

私が大臣就任直後に、消費者庁内に食品と放射能に関する消費者理解増進チームを設置しまして、現在、現場の意見を把握する観点から、三月十一日に結果を公表した消費者の意識調査や、その後の生産者を含めた事業者に対するヒアリングにより、実態把握をまず進めているところでございます。

今後、この実態把握の結果等を踏まえて、今月をめどにさまざまな施策を発表してまいりたいと思っておりますが、例えば、一つには、子育て世代向けのミニ集会の開催促進など、リスクコミュニケーションの強化を初めとする消費者理解増進のための効果的な施策、事業者及び小売店の皆様の協力を推進する施策等を取りま とめまして、関係省庁や関係自治体と連携しながら、風評被害の防止に努めてまいりたいと思っております。

そのために、まず、食品の放射能に関しては、その検査の徹底ということが大事でございます。消費者庁では、自治体へ放射性物質の検査機器を貸与してございまして、現在、二百七十八自治体に三百九十二台を貸与してございまして。

消費者の目の前で検査をしていただくということによって、より理解を増進していただきたいと思っております。二十四年度の補正予算で、地方消費者行政活性化 基金への上積み六十・二億円、こちらによっても使えますし、当初予算も、その点もさらなる増強を今要求しているところでございます。

いずれにしても、地域における食と放射能のリスクコミュニケーションの取り組みを支援し、市場に流通をしている各地域の食品は安全であるということについて、消費者の正しい理解を推進してまいりたいと思っております。

○**上西委員** ありがとうございました。それでは、質問を終わらせていただきます。